平成２４年（フ）第２７７号
北九州市小倉北区清水１丁目20番２号
債務者　有野　賀晴
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２９６号
北九州市八幡西区永犬丸３丁目９番30―206号
債務者　矢田　和也
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月２日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６４号
鹿児島県鹿屋市串良町有里2908番地
債務者　桐原　敏子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田2710番地都ハイツ305
債務者　桐原　勇作
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６７号
鹿児島県垂水市中俣165番地４
債務者　松山めぐみ（旧姓下園）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
鹿児島県鹿屋市西原４丁目１番県２―601号
債務者　江藤　礼子
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第１３４号
青森市桜川６丁目３番14号　２階
債務者　竹内　　勝
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６８号
青森県弘前市大字大清水４丁目８番地４　センチュリーガーデン21Ｂ号
債務者　成田　恵美（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６３号
山口県下関市一の宮町１丁目９番20号　ハイツ秀和102号
債務者　奥田　　恵
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第６９号
山口県下関市丸山町１丁目11番32号　小山田アパート202号
債務者　宮本　節男
1　決定年月日時　平成24年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月８日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
山口県下松市大字末武上603番地
債務者　川口　満也
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第４３号
山口県下松市大字末武上603番地
債務者　川口　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第４５号
山口県周南市城ケ丘４丁目3504番地の22　ソレイユＪ，202号、前住所山口県山口市徳地船路3016番地
債務者　戸田岸哲志
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第９２号
広島県福山市御船町２丁目４番26号、旧住所広島県福山市奈良津町２丁目８番５号
債務者　簗　　邦明
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１１５号
広島県福山市幕山台４丁目12番６号
債務者　興津　裕一
1　決定年月日時　平成24年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８３２号
名古屋市中川区大当郎３丁目1411番地　アトゥレ五反田Ｂ103号
債務者　福谷　恵子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１号
宮城県登米市米山町中津山字清水102番地２サンハイツ鈴木203号
債務者　山田　　治
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
仙台地方裁判所登米支部